

**「初級保育ソーシャルワーカー」及び「中級保育ソーシャルワーカー」
認定、登録に係る申請手続について**

学会資格認定委員会

日本保育ソーシャルワーク学会では、「保育ソーシャルワーカー」を「保育ソーシャルワークに関する専門的知識及び技術をもって、特別の配慮を必要とする子どもと保護者に対する支援をつかさどる者」と定義づけ、保育所・幼稚園・認定こども園等保育施設及びその類似施設において、あるいは地域の子育て支援事業・活動において保育ソーシャルワーク実践・支援の中心のかつ専門的な役割を担う人材、専門職として位置づけています。

そして、学会資格認定委員会による審査を通して、一定の要件を満たした方に対し、学会として、「保育ソーシャルワーカー」を認定、登録しています（以下、「学会認定資格」といいます）。

学会認定資格「保育ソーシャルワーカー」には、表1にあるように、3つの等級があります。

- ①初級保育ソーシャルワーカー（初級レベル）
- ②中級保育ソーシャルワーカー（中級レベル）
- ③上級保育ソーシャルワーカー（上級レベル）

表1：等級と内容

等級	内 容
初級保育ソーシャルワーカー	保育ソーシャルワークに関する基本的な専門的知識・技術を有する保育ソーシャルワーカー
中級保育ソーシャルワーカー	保育ソーシャルワークに関する高度な専門的知識・技術を有する保育ソーシャルワーカー
上級保育ソーシャルワーカー	保育ソーシャルワークに関する高度な専門的知識・技術を有する保育ソーシャルワーカー。さらに、初級保育ソーシャルワーカー及び中級ソーシャルワーカーに対するスーパービジョンを担うことができる者

このように、「保育ソーシャルワーカー」に3種類の資格を設けていますが、学会では、当分の間、「初級保育ソーシャルワーカー」及び「中級保育ソーシャルワーカー」についての認定、登録を行います。

以下に、「初級保育ソーシャルワーカー」及び「中級保育ソーシャルワーカー」の認定、

登録に係る要件等をお示しします。表2及び表3の通り、申請のグループ（タイプ）によって内容が異なります。ご熟読のうえ、それぞれに必要な申請手続を行ってください。

表2：申請のグループ（タイプ）

グループ	要件
第1グループ	①保育士または幼稚園教諭 + ②社会福祉士または精神保健福祉士
第2グループ	①保育、教育、社会福祉、医療系等大学院修士以上修了者 ②大学（短期大学、専門学校を含む）において、保育士養成課程科目、幼稚園教諭養成課程科目、社会福祉士養成課程科目、精神保健福祉士養成課程科目のいずれかを担当する教員（過去にこれらの教育経験がある者を含む）
第3グループ	保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、臨床発達心理士、精神科医、保健師、看護師（准看護師）のいずれかの免許・資格を有する者
第4グループ	第3グループ以外で、学会資格認定委員会及び理事会で認められた資格・免許及び職種。例：介護福祉士、介護支援専門員、小学校・中学校・高校教諭、養護教諭、特別支援学校教諭、児童福祉施設職員（ライセンスなし）
第5グループ	①保育ソーシャルワークに高い関心がある者（例：子育て中の親など） ②保育ソーシャルワークに高い関心がある学生（大学、短期大学、専門学校を含む）

表3：保育ソーシャルワーカー養成研修受講資格及び資格認定の要件

等級	研修受講資格及び資格認定の要件
初級保育ソーシャルワーカー	①学会入会不問 ②第1グループ及び第2グループは、講座受講なしで資格認定を認める。その他のグループは、講座受講が必要。 ③修了レポートの義務づけ ④更新なしの永久資格とする。 ⑤中級へのステップアップのためには、学会入会と講座受講が必要。
中級保育ソーシャルワーカー	①学会入会必要 ②講座受講必要 ③修了レポートの義務づけ ④4年ごとの更新必要

	<p>⑤上級へのステップアップのためには、学会入会、実務経験^{*1)}、学会参加（ポイント制）が必要。</p> <p>*1) 実務経験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1グループ：2年以上の実務経験 ・第2グループ：2年以上の実務経験 ・第3グループ：3年以上の実務経験
上級保育ソーシャルワーカー	<p>①学会入会必要</p> <p>②4年ごとの更新必要</p> <p>③第4グループ、第5グループからのステップアップは不可。</p>

※「初級保育ソーシャルワーカー」及び「中級保育ソーシャルワーカー」は、すべてのグループで取得が可能です。

※第1グループ、第2グループ及び第3グループは、「初級保育ソーシャルワーカー」及び「中級保育ソーシャルワーカー」を同時取得することができます。また、「中級保育ソーシャルワーカー」から取得することもできます。

※「上級保育ソーシャルワーカー」は、第1グループ、第2グループ及び第3グループのすべてにおいて、「中級保育ソーシャルワーカー」からの取得をめざしていただくことになります。

※「上級保育ソーシャルワーカー」資格認定のための評価ポイントは、「保育ソーシャルワーカーのおしごとガイドブック」（風鳴舎、2017年）101頁に詳細が掲載されています。ご確認ください。

- 保育ソーシャルワーカー資格申請の流れについては、「認定の手続き」をご覧ください。
- 申請書類の入手方法については、「申請書類」をご覧ください。

<申請書類>下記の書類を提出ください。

【第1グループ】

○初級保育ソーシャルワーカー

保育士資格または幼稚園教諭免許状並びに社会福祉士資格または精神保健福祉士資格のコピーを提出すること。

○中級保育ソーシャルワーカー

保育士資格または幼稚園教諭免許状並びに社会福祉士資格または精神保健福祉士資格のコピーを提出すること。

【第2グループ】

①個人調書（履歴書）（学会指定の様式に記入すること）

・修士または博士の「学位記」のコピーを添付すること。

②研究業績一覧（学会指定の様式に記入すること）

・①学位論文、②著書、③原著論文、④総説（評論）、⑤研究ノートの順に分類すること。
・それぞれについて、200字程度の概要を記すこと。

③提出する著書及び論文

・抜き刷りまたはコピーであること。

《注》

○提出書類については、返却はいたしませんので、ご承知おきください。

○レターパック、または、ゆうパックにて郵送ください。

○申請料及び登録料は、1つの資格について、次のようになっています。

申請料： 3,000円

登録料： 5,000円

※申請料及び登録料はそれぞれ、指定された期間内に、学会指定口座にお振込みください。

申請書類が事務局に届き次第、その旨のご連絡をさしあげます。

※2つの資格を同時に取得される場合には、申請料がトータルで6,000円、登録料がトータルで10,000円となります。

○2020年度第5回書類申請について

・受付期間：2020年10月1日（木）9：00～12月18日（金）17：00（必着） ※認定、登録は、2021年2月頃を予定しています。

○郵送先・問い合わせ先について

〒860-8250 熊本市中央区黒髪3-12-16

九州ルーテル学院大学内 日本保育ソーシャルワーク学会・学会資格認定委員会事務局
気付（香崎智郁代）TEL：096-343-1600（代表）

※お問い合わせは、なるべく、メール(jarccsw@gmail.com)でお願いいたします。